

令和8年度天城町クーリングシェルター・クールシェアスポット 実施概要

1. 目的

近年の気候変動や地球温暖化のさらなる進行による極端な高温発生リスク等への適応を図るため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、熱中症による健康被害発生の防止を図るとともに、涼しさを共有し省エネ活動の促進を図るための取組である「クールシェアスポット」を一體的に指定し、脱炭素社会の形成を目指すことを目的とする。

なお、実施期間中の平時は「クールシェアスポット」として広く町民の利用を促進するとともに、熱中症特別警戒アラート発令時は「クーリングシェルター」として指定暑熱避難施設機能を果たすことを想定する。

2. 実施期間

令和8年6月5日（金）～10月31日（土）

※6月5日は環境基本法に基づく「環境の日」です。

3. 指定要件

指定暑熱避難施設の指定基準（指定暑熱避難施設指定・設置に関する手引き、令和6年2月環境省公表）に適合する町内公共施設4箇所とする。指定施設については、名称・所在地・開放可能日時・休館日・開放スペース・受入可能人数等を公表することとする。

4. 実施内容

実施期間中は、涼しいところに集まって皆で涼しさを共有し省エネ活動を推進することを目的とした「クールシェアスポット」として指定施設の利用促進に努めることとする。また、熱中症特別警戒アラート発生時には、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として予め公表された開放日時の範囲内において、休息場所としての町民の受入を行うこととする。熱中症特別警戒アラートが発令および発令が予見される場合は指定施設に対し企画財政課より通知を行うこととする。指定施設においては、利用者の観察および求め等に応じ熱中症等による体調不良が認められる際には救急車を呼ぶなどの救護対応を行うこととする。

5. 掲示物・その他周知

指定施設には、クーリングシェルターおよびクールシェアスポット指定施設であることを周知するためのポスター等を掲示することとする。また、町ホームページにより指定施設の一覧を公表することとする。

別紙

令和8年度天城町クーリングシェルター・クールシェアスポット指定施設

	施設名称	所在地	開放可能日時	休館日等	開放スペースの範囲	受入可能人数
1	天城町役場	平土野 2691-1	平日 8:30~17:15	土・日・祝日 12/29~1/3	庁舎1階町民ホール	24人
2	天城町防災センター	天城 427	8:30~17:00	月曜日(月曜が祝日の場合は火曜日) 12/29~1/3	1階玄関ホール	20人
3	天城町立図書館	天城 430	火~金曜 9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~17:00	月曜日(月曜が祝日の場合は火曜日)、町主催行事等による臨時休館日、特別資料整理期間、 12/28~1/4	クラウジングコーナー	15人
4	天城町歴史文化・産業科学資料センター 「ユイの館」	天城 439-1	9:00~17:00	月曜日(月曜が祝日の場合は火曜日)、町主催行事等による臨時休館日、12/29~1/3	館内アリーナ	20人